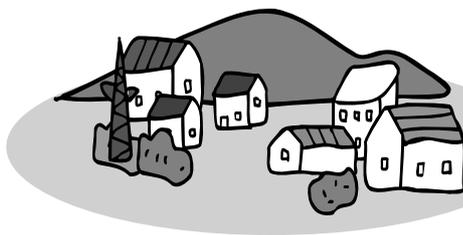


# 協働のまちづくりでついで

## 考えてみよっ！



で考える「それでも出来ないことは行政と一緒に考えて考える」を原理原則として、これまで様々な取り組みを行っています。

### 【取り組み例】

全町での資源回収やクリーン活動、除雪活動

第8次総合計画策定時の検討委員会など、各種検討委員会への住民参画  
わがまちづくり交付金（貸付金）などにより、自主的・自発的に地域づくりに取り組む団体への支援

ふるさと岩美まちづくり基金を設置し「岩美町を応援したい」という気持ち  
持ちを事業や施策に反映など

こうした経過の中、新たな協働のまちづくり推進の取り組みのひとつとして、

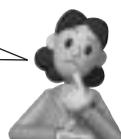
まちづくりの基本条例の制定を検討しています。

ここでは、皆さんに「まちづくり条例」に興味・関心を持って頂くため、「まちづくり条例」についてご紹介します。



**まちづくり  
条例って何？**

実質的にはまちづくりの最高規範であり、行政と町民の皆さんの権利や義務、これまで当たり前になられていた事や、これからの協働のまちづくりのルールなどを定めるものです。



**なぜ、まちづくり条例について考えるの？**

「自分たちが暮らすまちをより良いまちにしたい」という気持ちは、皆さんと行政の共通テーマであると思います。そのより良いまちづくりの実現のためには、地域の特性を生かした一定のルールづくりや皆さん1人ひとりが主体となって取り組むことができる仕組みづくりが必要なのではないかと考えています。そのため手段のひとつとして「まちづくり条例」の制定を検討しています。

これまで行われてきた住民参加の取り組みは、条例や規則に裏付けられたものではありません。この条例の施行により住民参加が条例で保障されることとなります。住民の皆さんにも、より積極的な参加や協働が求められることとなります。



自分たちの町のまちづくりは自分たちで決めるといふ「地域主権の時代」になり、まちづくりは行政だけではなく、これまで以上にまちづくりの主役である皆さんといっしょになって取り組む必要があります。  
このような時代の流れの中、まちづくりの方向性や理念について、皆さんと行政が共通した認識に立ち、お互いの立場を尊重しながら協力し、協働でまちづくりに取り組むことが最も重要だと位置づけ「個人で出来ることは個人で行う」「それでも出来ないことは地域

問い合わせ先

自立推進課  
Eメール

☎73-1412 FAX73-1569  
jiritu@iwami.gr.jp